平成２３年１０月１７日

上士幌町地上デジタル無線共聴施設設置事業にかかる
整備事業者選定プロポーザル実施概要書

上士幌町

技術提案書を提案しようとする者（以下、「提案者」という。）は、以下の事項を確認のうえ、技術提案書をご提出ください。

１　公募型プロポーザル方式により提案を求める趣旨

本町は十勝北部、大雪山国立公園の東山麓にあって、東経１４３度１８分、北緯４３度１４分に位置しており、東西１８．２㎞、南北４８㎞、総面積６９５．８７㎢の広大な面積を有し、その約７６％が山林地域となっている。

本町市街地は、南側に平野が広がり、北に山岳が控えており、地形的にマルチパスの影響を受けやすい地域である。そのため帯広局からのマルチパスの影響で受信が不安定な状況にあり、共聴施設の整備を計画している。

しかしながら、町はテレビ共聴施設の整備・運営そして保守等についての知識・経験が乏しく、また、住民生活への影響度が非常に高いことから、民間事業者からの創意工夫と技術力を生かした整備に関する提案を受け、当町及び町民にとって最も有利な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

なお、本事業においては、工期の短縮及び柔軟な保守管理を図るため、設計と施工を一括して契約する方法を採用する。

２　事業の概要

（１）事業内容

本町におけるテレビ電波状況の詳細を十分に把握したうえで、提案者の創意工夫により、市街地の難視地区の解消を図ることができる施設を整備するものであり、その手段は問わない。

（２）導入事業

辺地共聴施設整備事業　無線システム普及支援事業費等補助金（総務省所管）

（３）実施期間

契約締結日から平成２４年３月１５日（木）

３　提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する事業者から、本事業の整備に関する提案を受け、当該事業に係るプロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者を「設計施工に係る工事請負契約」及び施設の「保守管理業務委託契約」、その他必要な契約・協定の優先交渉権者とする。

なお、契約に際しては、提案内容と本町の意向について協議調整を行い、また、各契約書に記載する項目の詳細についても協議したうえ、合意に至った時点で随意契約による契約を行うものとする。

4　提案参加資格要件

本提案への資格を有する者は、上士幌町財務規則第８５条第２項（第９９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき作成された名簿に登載されている者（以下、「名簿登載者」という。）又は、名簿登載者による共同企業体とし、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

なお、共同企業体については、（１）及び（２）の要件は構成員のすべてが満たし、（３）以降の要件は構成員のいずれかが満たしていること。この場合は共同企業体に関する協定を結ぶこと。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）公告の日現在において、本町での入札参加資格停止の措置を受けていないものであること。

（３）公告の日現在において、北海道内に事業所を有する事業者であること。

（４）建設業法に基づく建設業（電気通信工事業）の許可を得ていること。

（５）建設業法第３条に規定する電気通信工事の特定建設業許可を有すること。

（６）建設業法第２６条に規定する技術者を専任で配置できること。

5　日程

説明書等の交付	平成２３年１０月１７日（月）～１１月　１日（火）
質問（参加表明書に係るもの）	平成２３年１０月１８日（火）～１０月２５日（火）
質問への回答（参加表明書に係るもの）	平成２３年１０月２６日（水）
参加表明書の提出	平成２３年１０月１７日（月）～１１月　１日（火）
参加資格の審査	平成２３年１１月　２日（水）
提案資格審査結果通知書の通知	平成２３年１１月　２日（水）
質問（技術提案書に係るもの）	平成２３年１１月　４日（金）～１１月１０日（木）
質問への回答（技術提案書に係るもの）	平成２３年１１月１１日（金）
技術提案書の提出	平成２３年１１月　４日（金）～１１月１８日（金）
技術提案書の審査	平成２３年１１月２１日（月）
受託者選定結果通知書の通知	平成２３年１１月２５日（金）

※ただし、上記スケジュールは都合により変更する場合もある。

6　説明書等の交付

（１）交付期間：平成２３年１０月１７日（月）から１１月１日（火）までの
午前９時から午後５時までの間。ただし、土日祝日を除く。

（２）交付場所：担当部署に同じ

（３）ホームページへの掲載：
上士幌町ホームページアドレス http://www.kamishihoro.jp

7　参加表明及び辞退

提案への参加を表明する者は、必要事項を記入の上、以下のものを提出すること。

ア　「参加表明書」（実施要綱様式第１号）　１部
※共同企業体にあたっては「共同企業体構成員名簿」（別紙１）を提出すること。

イ　「企業概要兼担当者届出書」（別紙２）　１部

ウ　「類似業務実績調書」（実施要綱様式第２号）　１部

エ　「誓約書」（別紙３）　１部

※共同企業体にあたっては別紙３の２及び３
オ　「委任状」（代理人を定める場合。別紙４）　１部
※共同企業体にあたっては別紙４の２及び３
カ　建設業法に基づく建設業（電気通信工事業）の許可に関する説明資料　１部
キ　建設業法第３条に規定する電気通信工事の特定建設業許可に関する説明資料　１部
ク　建設業法第２６条に規定する監理技術者資格者証の写し　１部

（１）参加表明書の提出期限等
①受付期間：平成２３年１０月１７日（月）から１１月１日（火）までの
午前９時から午後５時までの間。ただし、土日祝日を除く。
②提出場所：担当部署に同じ
③提出方法：直接持参又は郵送等による。
なお、郵送等で提出する場合は平成２３年１１月１日（火）午後５時必着とする。
（２）参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、審査終了後に提案資格審査結果通知書（実施要綱様式第３号）により一斉に通知する。
また、提案資格を認められなかった参加表明者は、当該結果の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に書面により、その理由について説明を求めることができる。
（３）参加表明書の提出後、提案を辞退する場合
「辞退届」（別紙５）を提出すること

８　技術提案書の作成
（１）技術提案書の提出
技術提案書を提出する者は、必要事項を記入の上、以下のものを提出すること。
ア　技術提案提出書（実施要綱様式第４号）　１部
イ　技術提案書（任意様式）　８部
（２）技術提案書記載事項
提案書に必ず記載すべき事項は次のとおりとし、提案者において追加したい事項がある場合には適宜の記載を認める。
①提案コンセプト
事業の取組方針及び基本的な考え方、課題とその解決策 等
②会社評価
会社概要、経営・財務状況、類似事業及び補助事業の実績　等
③整備スケジュール
整備スケジュール、進捗管理手法　等
④設計・施工の考え方
・対象の難視地区におけるテレビ電波状況の現状について具体的に示すこと。
・上士幌町全体を視野に入れた地上デジタル放送難視対策の考え方について図解等によりわかりやすく説明すること。対策手法については特に問わず、提案者の創意工夫により柔軟な発想で提案すること。
・設計施工、現場の安全対策、環境保護、使用部材等に対する考え方についても説明すること。　等
⑤保守運用・施設管理
保守運用体制、障害対応フロー、施設管理体制、災害事例やその対応 等
⑥利用者への配慮

利用者への配慮に対する考え方、クレーム対応策 等

⑦町の費用負担

・初期費用　設計施工等に係わる費用等

・経年費用　保守に関わる費用、各種占有に関わる費用等

※全ての項目について、総額だけでなく、算出根拠がわかる形で、年度別に作成すること。また、町において、臨時的な支出をしなければならない項目があれば、時期、内容、金額等も盛り込んでおくこと。

・更改時の予測時期、経費、整備計画 等

⑧地域活性化への対応

地元業者との連携や活用、地元技術者の育成 等

⑨ その他

提案者が特別に考える取組等があれば記入すること。

（３）技術提案書の提出期限等

①受付期間：平成２３年１１月４日（金）から１１月１８日（金）までの
午前９時から午後５時までの間。ただし、土日祝日を除く。

②提出場所：担当部署に同じ

③提出方法：直接持参又は郵送等による。
なお、郵送等で提出する場合は平成２３年１１月１８日（金）午後５時必着とする。

④その他：提出期間経過後の提案書への追加・修正・差し替えは一切認めない。

（４）その他

①用紙サイズはＡ４版とする。ただし、図表等についてはＡ３版も可とするが、Ａ４サイズに折り込むこと。

②提出部数は８部とし、うち１部は綴じないこと。

③提案書中の文章及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすく平易な表現とすること。難解な専門用語を使わなければならない場合は、必ず注釈を付すこと。

④提案書に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

９　提案等に関する質疑等

「質問書」（別紙６）により、下記のとおり受付、回答を行う。なお、受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。

（１）参加表明書等に関する質問

①受付期間：平成２３年１０月１８日（火）から１０月２５日（火）までの
午前９時から午後５時までの間。ただし、土日祝日を除く。

②提出先及び方法：担当部署とし、ＦＡＸ又は電子メールとする。

③回答期限：平成２３年１０月２６日（水）

④回答方法：質問者に対して、ＦＡＸ又は電子メールにより回答する。

（２）技術提案書等に関する質問

①受付期間：平成２３年１１月４日（金）から１１月１０日（木）までの
午前９時から午後５時までの間。ただし、土日祝日を除く。

②提出先及び方法：担当部署とし、ＦＡＸ又は電子メールとする。

③回答期限：平成２３年１１月１１日（金）
④質問回答：取りまとめの上、参加者全員にＦＡＸ又は電子メールで回答する。

１０　提案書の審査方法
（１）審査方法
　参加資格を有する提案者からの技術提案についてヒアリングを実施し、総合的な評価に基づき決定する。ヒアリングは、選定委員に対して提案説明（３０分程度）、提案への質疑応答（１０分程度）を参加者ごとに行う。なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
（２）審査結果の通知
　受託者特定結果通知書（実施要綱様式第５号）により審査結果を通知する。また、特定されなかった者は、当該結果の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に書面により、その理由について説明を求めることができる。
（３）失格要件
　提出された提案書が、次のいずれかに該当するときは失格とする場合がある。
①提案内容に虚偽が認められた場合
②提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合
③審査終了までの間に、本町での入札参加資格停止の措置を受けた場合

１１　特定のポイント
　評価にあたっては、主に以下の点をポイントとした上で、選定委員会により評価し決定する。
①対象の難視地区及び世帯をいかに多く特定し、救済することができるか。
②事業を円滑に実施するために必要な経営基盤を有しており、かつ類似施設の整備実績が十分であるか。また、期日までに事業を滞りなく進めることができるか。
③対象の難視地区のテレビ電波状況の現状について具体的に把握しており、設計・施工の内容についても信頼性、経済性等が確保され、町全体の難視聴解消に向けて実現性の高い提案であるか。
④施設の保守・管理体制が万全であり、災害等緊急時に速やかに対応できる体制であるか。
⑤利用者にとって容易に利用できる施設であり、利用時に大きな混乱を招かないものか。また、運用後における住民のクレーム等について万全な体制がとられているか。
⑥年々財政運営が厳しくなる行政の総負担額（イニシャル＋ランニング）を、いかに低く抑えられるか。
⑦地元業者との連携や活用あるいは地元雇用について、いかに配慮されているか。

１２　担当部署
　上士幌町役場　企画財政課情報交流担当（担当者名：深瀬、山本）
　〒０８０－１４９２　北海道河東郡上士幌町字上士幌東３線２３８番地
　電話：０１５６４－２－２１１１（内線２６５）
　ＦＡＸ：０１５６４－２－４６３７
　電子メール：　kikakuzaiseika@town.kamishihoro.hokkaido.jp
　平日開庁時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで

１３　その他

（１）経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

（２）提出書類

提出された書類等は、返却しないものとする。また、提出された書類は当該審査以外の目的で提案者に無断に使用しない。

（３）留意事項

①本提案の審査は事業者内定（優先交渉権決定）のために実施するものであり、提案内容は尊重するものの、契約、協定の際には協議を行い、調整の後、双方合意に至った場合に各契約、協定を締結するものとする。

②契約等に関する事務の管理及び執行は、上士幌町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

③本プロポーザルについては、国の補助制度の交付決定を受けた場合にのみ実行する。したがって、交付金の交付が受けられなかった場合には、事業を中止する場合もある。この場合において、町は一切の責任及び賠償を負うことはない。

別紙１

共 同 企 業 体 構 成 員 名 簿

共同企業体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

共同企業体　　住所（所在地）〒
構　成　員
（フリガナ）
商号又は名称

（フリガナ）
代表者職氏名

共同企業体　　住所（所在地）〒
構　成　員
（フリガナ）
商号又は名称

（フリガナ）
代表者職氏名

共同企業体　　住所（所在地）〒
構　成　員
（フリガナ）
商号又は名称

（フリガナ）
代表者職氏名

別紙２

企 業 概 要 兼 担 当 者 届 出 書

１．企業概要

会社名	
代表者	
所在地	
資本金	
設立日	
事業内容	
従業員数	
北海道内の事業所所在地	
企業ホームページＵＲＬ	
電話番号	

２．担当者

所属	
役職及び氏名	
所在地	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
電子メールアドレス	

別紙３

誓　約　書

今般、上士幌町地上デジタル無線共聴施設設置事業事業者選定プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に参加すべく申請書を提出しましたが、プロポーザルに参加することが決定した場合は、貴町における諸規定を厳守し、公正な提案を致します。

もし、下記事項に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において物品の取替え、補償その他一切の責任をとることはもちろん、提案参加資格の取り消しをうけましても何等依存ありません。以上、誓約いたします。

平成　　年　　月　　日

上士幌町長　　様

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
代表者職氏名　　㊞

記

１．提案において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合したとき。
２．契約者が契約を履行することを妨げたとき。
３．故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関し不正の行為をしたとき。
４．正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
５．雇用、物品の製造、修理、購入及び借入れに際し、町の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
６．売買等の契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
７．業務に関し賄賂等の刑事事件を起こしたとき。
８．社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
９．不渡手形の発行、債権差押等経営状態が著しく悪化したとき。
１０．労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
１１．天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅延があったとき。
１２．２号から６号までのいずれかに該当する事実があった時から２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

別紙３の２

誓　約　書
（共同企業体代表者）

今般、上士幌町地上デジタル無線共聴施設設置事業事業者選定プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に参加すべく申請書を提出しましたが、プロポーザルに参加することが決定した場合は、貴町における諸規定を厳守し、公正な提案を致します。

もし、下記事項に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において物品の取替え、補償その他一切の責任をとることはもちろん、提案参加資格の取り消しをうけましても何等依存ありません。以上、誓約いたします。

平成　　年　　月　　日

上士幌町長　　様

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
代表者職氏名　　㊞

記

１．提案において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合したとき。
２．契約者が契約を履行することを妨げたとき。
３．故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関し不正の行為をしたとき。
４．正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
５．雇用、物品の製造、修理、購入及び借入れに際し、町の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
６．売買等の契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
７．業務に関し賄賂等の刑事事件を起こしたとき。
８．社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
９．不渡手形の発行、債権差押等経営状態が著しく悪化したとき。
１０．労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
１１．天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅延があったとき。
１２．２号から６号までのいずれかに該当する事実があった時から２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

別紙３の３

誓　約　書
（共同企業体構成員）

今般、上士幌町地上デジタル無線共聴施設設置事業事業者選定プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に参加すべく申請書を提出しましたが、プロポーザルに参加することが決定した場合は、貴町における諸規定を厳守し、公正な提案を致します。

もし、下記事項に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において物品の取替え、補償その他一切の責任をとることはもちろん、提案参加資格の取り消しをうけましても何等依存ありません。以上、誓約いたします。

平成　　年　　月　　日

上士幌町長　　様

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
代表者職氏名　　㊞

記

１．提案において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合したとき。
２．契約者が契約を履行することを妨げたとき。
３．故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質もしくは数量に関し不正の行為をしたとき。
４．正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。
５．雇用、物品の製造、修理、購入及び借入れに際し、町の担当者が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
６．売買等の契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
７．業務に関し賄賂等の刑事事件を起こしたとき。
８．社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
９．不渡手形の発行、債権差押等経営状態が著しく悪化したとき。
１０．労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
１１．天災その他不可抗力の事由による場合を除き、履行遅延があったとき。
１２．２号から６号までのいずれかに該当する事実があった時から２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

別紙４

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

上士幌町長　　様

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
代表者職氏名　　㊞

私は上士幌町との取引において、下記の者を代理人と定め、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで次の権限を委任します。
ただし、上記の期間中に契約を締結したものにかかる保証金及び代金の請求、受領については、期限後もなお効力を有するものとする。

記

１．代理人

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
職氏名　　㊞

２．委任事項
（１）提案及び見積について
（２）契約の締結について
（３）物品等の納入及び引取りについて
（４）代金の請求及び受領について
（５）復代理人の選任について
（６）その他契約に伴う一切の権限について

別紙４の２

委　　任　　状
（共同企業体代表者）

平成　　年　　月　　日

上士幌町長　　様

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
代表者職氏名　　㊞

私は上士幌町との取引において、下記の者を代理人と定め、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで次の権限を委任します。
ただし、上記の期間中に契約を締結したものにかかる保証金及び代金の請求、受領については、期限後もなお効力を有するものとする。

記

１．代理人

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
職氏名　　㊞

２．委任事項
（１）提案及び見積について
（２）契約の締結について
（３）物品等の納入及び引取りについて
（４）代金の請求及び受領について
（５）復代理人の選任について
（６）その他契約に伴う一切の権限について

別紙４の３

委　　任　　状
（共同企業体構成員）

平成　　年　　月　　日

上士幌町長　　様

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
代表者職氏名　　㊞

私は上士幌町との取引において、下記の者を代理人と定め、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで次の権限を委任します。
ただし、上記の期間中に契約を締結したものにかかる保証金及び代金の請求、受領については、期限後もなお効力を有するものとする。

記

１．代理人

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
職氏名　　㊞

２．委任事項
（１）提案及び見積について
（２）契約の締結について
（３）物品等の納入及び引取りについて
（４）代金の請求及び受領について
（５）復代理人の選任について
（６）その他契約に伴う一切の権限について

別紙５

辞　　退　　届

平成　　年　　月　　日

上士幌町長　　様

住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
代表者職氏名　　㊞

下記の理由により、上士幌町地上デジタル無線共聴施設設置事業事業者選定プロポーザルへの参加を辞退します。

記

【辞退理由】

別紙６

質　　問　　書

平成　　年　　月　　日

提案参加申込者の商号又は名称				
質　問　者（連絡先）	部署		電話	
	氏名		FAX	
	E-mail			

質　問　項　目	
（内　容）	

注　質問内容は、項目ごとに別紙で作成すること。